



US Topics

December 10, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

AICPAがSECおよびPCAOBの動向に関する第37回年次AICPA全国会議を開催

FASBが特定の投資事業体のためのFAS 167適用延期案へのコメントを募集

その他のFASB関連記事

金融危機諮問グループが金融危機への対応基準設定のレビューのための会議を開催

Practical Tip シリーズ: 企業結合ガイダンスの変更により、のれんのロールフォワードの開示の修正が必要になる可能性があります

SECがXBRLポータルを新たに開設

SEC職員が財務報告マニュアルをアップデート

AICPAが税務サービス基準を改訂

■ AICPAがSECおよびPCAOBの動向に関する第37回年次AICPA全国会議を開催

12月7日～9日、多数の規制当局および基準設定団体メンバーがAICPAのSECおよびPCAOBの動向に関する第37回年次AICPA全国会議において講演を行いました。この会議で議論されたトピックスには、年度末のレポート・シリーズに向けた多数のホット・トピックスに関するSECの企業財務部門および主任会計士室からのアップデート(例: のれんの減損、セグメント開示、法人所得税、GAAPに基づかない測定値、etc.) などがありました。この会議は公正価値とバリュエーションの実務、収益認識、連結などの多数の技術的なトピックスにも重点を置いていました。国際会計、PCAOBの基準設定プロセス、その他多数のトピックスに関するアップデートも取り上げられました。

AICPA会議の講演者の多くは、スピーチの内容もしくは他のプレゼンテーション資料を公開しています。今週のFlashLineには、講演者の一覧、講演の概要、およびスピーチやプレゼンテーション資料へのリンクを提供する付属表が掲載されています。また、会議で取り上げられた主要な会計、監査、財務報告上の問題に関する概要および分析を提供するPwC DataLineを来週公表予定ですのでご期待ください。

■ FASBが特定の投資事業体のためのFAS 167適用延期案へのコメントを募集

11月前半、FASBは、IASBとFASBの2つの基準設定主体による幅広い連結会計プロジェクトの一部として、IASBと共同で投資マネージャーと投資マネージャーが運用する投資ストラクチャーとの関係を検討する会計モデルを作成するため、FAS 167¹「FASB 解釈指針第 46 号(R)の改訂」の一部延期の提案について採決を行いました。12月4日、FASBは、FASB案の詳細が記載され関係者からのコメントを募集する、「連結(Topic 810): 特定の投資ファンドのためのFASB 基準書第 167 号の改訂」と題した会計基準アップデート(ASU)草案を公表しました。

¹ この文書の発行時点において、FASBはFAS 167をCodificationに掲載していません。FASBは近い将来FAS 167がCodificationに掲載されたことを告知する会計基準アップデートを公表すると予測されます。Codification上、このガイダンスはASC 810「連結」の中に掲載される予定です。

この ASU 案は、アセット・マネージャーが現行の会計ガイダンスを ASC 946 (『投資会社ガイド』) の適用対象となる属性を有する投資事業体に適用することを認めるものです。しかしながら、この案では、アセット・マネージャーがその投資事業体の潜在的な重要な損失に対する資金補填義務を負っている場合には、この延期措置に不適格となります。一般的に、証券化、資産担保型の資金調達、債務担保証券、および適格特別目的事業体はこの延期措置に不適格となる可能性が高く、一方、多くのミューチュアル・ファンド、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ベンチャー・キャピタル・ファンド、一部のモーゲージ REIT は適格となる可能性が高いようです。また、この ASU 案では、1940 年投資会社法 Rule 2a-7 の適用対象となるマネー・マーケット・ファンドにも FAS 167 の会計規定の適用延期措置が与えられることとなります。なお、この ASU 案では FAS 167 の開示規定についての適用延期は行われません。

また、この ASU 案では、パラグラフ B22 の要件の評価において量的アプローチのみの検討を行うべきでない旨、およびパラグラフ B22 (c) だけでなくパラグラフ B22 のすべての要件の適用においては関連当事者を考慮すべきである旨の明確化を意図した FAS 167 の改訂も含まれています。提案内容によれば、この ASU は 2009 年 11 月 15 日より後に開始する最初の会計年度、およびその報告年度の最初の期中期間の期首 (すなわち 12 月決算企業においては 2010 年 1 月 1 日) から適用となります。この ASU 案へのコメント募集は 2010 年 1 月 6 日まで。

▼ この ASU 案の全文は、以下の FASB ウェブサイトからお読みいただけます。

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176156568043

なお、DataLine 2009-53 において、PwC は延期措置の適用可能性、移行時の検討事項、開示要件等を含むこの修正案および延期措置案に関する見解を提供しています。

▼ CFOdirect Network のメンバーは、この DataLine の全文を以下のウェブサイトからお読みいただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7YKT74&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content&ContentPage=Content>

■ その他のFASB関連記事

会議の概要: 今週の FASB 会議は中止されました。

次回の公開会議: FASB と IASB は 12 月 16 日～17 日に共同会議を開催予定です。(1) 収益認識、(2) リース、(3) 資本の特徴を有する金融商品、(4) 概念フレームワーク: フェーズ C、(5) 公正価値測定、(6) 保険契約、(7) 金融商品: ヘッジ会計、(8) 財務諸表の表示、(9) 非継続事業、(10) 連結、に関する共同プロジェクトについての両審議会による議論が予定されています。この会議の詳細については以下の FASB ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASB は以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 信用状態および貸倒引当金についての開示
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=900000011127
- 開示フレームワーク
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156344894
- 組込クレジット・デリバティブの範囲除外規定
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1175801889537
- FAS 167 の適用

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156570967

- 財務諸表の表示

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=900000011110

- 後発事象に関するガイダンスの適用

http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=FASBContent_C&pagename=FASB%2FFASBContent_C%2FProjectUpdatePage&cid=1176156574644

■ 金融危機諮問グループが金融危機への対応基準設定のレビューのための会議を開催

FASBとIASBの諮問グループである、金融危機諮問グループ(FCAG)は12月15日に会議を開催し、2009年7月のFCAGの報告書に対するFASBとIASBのアクション、および基準設定と規制環境におけるその他の動向について議論を行う予定です。

▼ この会議に関する詳細は以下のIASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.iasb.org/News/Announcements+and+Speeches/FCAG+to+review+IASB+and+FASB+progress.htm>

■ Practical Tip シリーズ: 企業結合ガイダンスの変更により、のれんのロールフォワードの開示の修正が必要になる可能性があります

FASBは、企業結合会計モデルを改訂した際に、のれんのロールフォワードに関する開示規定についても修正を行いました。改訂ガイダンスによれば、企業はのれんの減損前の金額および減損損失累計額に関する開示を提供することが求められています。その結果、企業はのれんのロールフォワードの表示方法を変更する必要性が生じる可能性があります(新しい企業結合会計ガイダンスが適用された後の期間について作成された財務諸表において)。Practical Tip 2009-07では、PwCはこの規定を取り上げ、企業にとって有用な事例を提供しています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、このPractical Tip の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7YKNRB&SecNavCode=MSRA-7T9J2V&ContentType=Content>

■ SECがXBRLポータルを新たに開設

SECは、最近、SECが要求する新しいインタラクティブ・データ・レポーティング基準の一つである、拡張可能ビジネス・レポーティング言語(XBRL)に関する情報を掲載したポータルサイトを公開しました。この新しいポータルサイトでは、XBRLインタラクティブ・データの作成および提出に関するガイド等のXBRLに関する有用な情報源へのリンクを提供しています。また、このポータルサイトは、企業によるインタラクティブ・データ規定に関するSECの最新動向の把握に役立つことを目的として作成されています。

▼ XBRLポータルはこちらからアクセスしていただけます。

<http://xbrl.sec.gov/>

■ SEC職員が財務報告マニュアルをアップデート

SECの企業財務部門が財務報告マニュアルの改訂版を発行しました。このマニュアルの前回のアップデートは2009年

7月です。このマニュアルは、SEC職員がSECのレポーティング規則へのコンプライアンスについてのレビューを行う際に、一般的なガイダンスを提供する、内部向けの非公式の参照文献としての機能を果たすものです。非公式でありながらも、このマニュアルは企業および監査人にとってSECのレポーティングに関する一般情報を参照するための有用な情報源となっています。今回の改訂には、多数のアップデートと改訂が含まれます。測定期間調整の決定、「複数のシリーズを有する登録企業(Multiple Series Registrants)」の重要性の計算の実施、および小規模報告企業に対する Regulation S-X Rule 5-04 (拘束純資産)の適用可能性に関するガイダンスが記載されています。またこれに加えて、マニュアルでは、外国登録企業のファイリング規定に関する改訂も行われています。

▼ この財務報告マニュアルの全文は、以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

■ AICPAが税務サービス基準を改訂

AICPAの税務執行委員会は改訂税務サービス基準書(SSTSs) 第1~7号を公表しました。倫理的な税務関連業務のための基準書であるSSTSsは、納税者、一般市民、政府、会計士の職業に対するAICPA会員の責任を規定するものです。SSTSs が初めて公開された2000年8月以降、一部の重複文言の削除を含む、SSTSsの特定の問題に関する明確化が会員から要請されてきました。また、連邦税法および州税法の一部の変更内容により、アップデートおよび改訂の必要性が高まっていました。新しいSSTSsはこうした問題に対応しています。

▼ 新しいSSTSsの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

<http://tax.aicpa.org/Resources/Professional+Standards+and+Ethics/Statements+on+Standards+for+Tax+Services/AICPA+Statements+on+Standards+for+Tax+Services.htm>

お問い合わせ:

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.